

登録技能講習	登録番号	登録有効期限
車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習	第204号	令和11年3月30日
フォークリフト運転技能講習	第210号	令和11年3月30日
ショベルローダー等運転技能講習	第205号	令和11年3月30日
小型移動式クレーン運転技能講習	第206号	令和11年3月30日
不整地運搬車運転技能講習	第208号	令和11年3月30日
高所作業車運転技能講習	第213号	令和11年3月30日
床上操作式クレーン運転技能講習	第285号	令和11年3月30日
玉掛け技能講習	第203号	令和11年3月30日
ガス溶接技能講習	第284号	令和11年3月30日
車両系建設機械(解体用)運転技能講習	第207号	令和11年3月30日

※ ここに記載の有効期限は、登録教習機関として技能講習を実施できる期限であり、技能講習修了証の有効期限ではありません。  
技能講習修了証には有効期限はありません。

コマツ教習所 埼玉センタ